

## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊



平成 26 年 1 月 10 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示する行政文書の名称

- ・ 溢水ワーキングチーム第 5 回ミーティング議事要旨（案）
- ・ 溢水ワーキングチーム第 5 回ミーティング
- ・ 溢水ワーキングチーム第 4 回ミーティング議事要旨（案）
- ・ 起因事象（原子炉の外乱）及び単一故障の想定のお考え方（表 2）
- ・ 配管・タンクの破損想定（表 1）
- ・ 溢水防護評価マニュアルについて
- ・ Brunswick 発電所(BWR/4)UFSAR 3.4.2 項翻訳(内部溢水関連部分)
- ・ 被水の影響評価のお考え方（案）

#### 2. 不開示とした部分とその理由

上記 1. の行政文書中、一部に記載された公務員及び独立行政法人職員以外の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。

なお、開示請求のあった行政文書のうち、残りの部分については、平成 27 年 1 月 9 日までに開示決定等を行う予定です。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として 1 年以内）に行うこともできます。



3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成26年12月12日（金）から平成27年1月16日（金）（土・日曜日及び祝日を除く。）9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定。

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について

（該当する□にレ点（●）が記載してあります。）



希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。



希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法>

<実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。



希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

電話番号：03-5114-2222

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### （1）手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

#### （2）手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### （3）手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

### 3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。



(別紙)

### 1. 開示の実施の方法等について

\*下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	100 円	無料
閲覧(①) <input type="text" value="14"/> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	160 円	無料
<input type="text" value="2"/> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	190 円	無料
<input type="text" value="3"/> 枚	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	210 円	無料
*複写(②~⑥) 16 枚	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	260 円	無料
(FD 1枚 CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	280 円	無料

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

### 2. 郵送料(見込額)(※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	140円
FDの送付	通常郵便物 定型外	120円
CD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円



## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 26 年 10 月 10 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

1. 開示する行政文書の名称

別紙 1 のとおり

2. 不開示とした部分とその理由

別紙 2 のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として 1 年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 27 年 1 月 14 日（水）から 2 月 13 日（金）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30 から 17：00 まで（12：00 から 13：00 を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定。

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について

（該当する口にレ点（●）が記載してあります。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法>

<実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

電話番号：03-5114-2222

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.(2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

### 3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

## 開示する行政文書の名称

1. 溢水ワーキングチームキックオフミーティング議事次第
2. 溢水ワーキングチームキックオフミーティングの座席表
3. 溢水ワーキングチーム名簿（平成19年5月10日）
4. 溢水ワーキングチーム第2回ミーティング議事要旨（案）
5. 溢水ワーキングチーム（第2回）議事次第
6. 溢水ワーキングチームキックオフミーティング議事要旨
7. 米国における内部溢水評価手法の概略
8. 溢水問題への取組み状況 -米国-
9. 溢水に対する各国の対応
10. 溢水WT検討項目及び検討スケジュール（案）
11. 溢水ワーキングチーム大飯発電所現地調査報告書
12. 内部溢水影響評価手法検討に関する電力アクションプランについて（案）
13. 溢水ワーキングチーム第3回ミーティング議事要旨（案）
14. 溢水ワーキングチーム（第3回）議事次第
15. 溢水ワーキングチーム（第3回）出席者名簿（平成19年11月15日）
16. 溢水ワーキングチーム（第3回）の座席表
17. 原子炉施設の溢水影響評価における基本的事項について
18. 内部溢水影響評価基準策定にあたって明確にすべき基本的事項
19. 原子力発電所の溢水防護評価マニュアル（検討案）（平成19年11月15日）
20. 溢水防護評価マニュアルコメント整理表
21. 発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針の一部改訂について（案）
22. 米国での地震時溢水源の取扱に関して
23. 溢水ワーキングチーム第4回ミーティング議事要旨（案）
24. 内部溢水評価マニュアルにおける試評価結果（BWR産業界）
25. 内部溢水評価マニュアルにおける試評価結果（PWR）
26. 原子力発電所の溢水防護評価マニュアル（検討案）（平成19年12月11日）
27. 溢水防護評価マニュアルの確認事項



## 不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
2. 溢水ワーキングチームキックオフミーティングの座席表 4. 溢水ワーキングチーム第2回ミーティング議事要旨(案) 5. 溢水ワーキングチーム(第2回)議事次第 6. 溢水ワーキングチームキックオフミーティング議事要旨 13. 溢水ワーキングチーム第3回ミーティング議事要旨(案) 15. 溢水ワーキングチーム(第3回)出席者名簿(平成19年11月15日) 16. 溢水ワーキングチーム(第3回)の座席表(平成19年11月15日) 23. 溢水ワーキングチーム第4回ミーティング議事要旨(案)	左記の行政文書中、一部に記載された公務員及び独立行政法人職員以外の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
11. 溢水ワーキングチーム大飯発電所現地調査報告書	左記の行政文書中、一部に記載された個人の顔写真については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、原子力発電所の図面及び侵入できるルートについては、公にすることにより、犯罪組織等による原子力発電所内への不法な侵入や重要な設備の破壊を招くおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断されるものであることから、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

\* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	100 円	60 円
閲覧(①) <input type="text" value="95"/> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,510 円	1,470 円
<input type="text" value="56"/> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	1,850 円	1,810 円
<input type="text" value="34"/> 枚	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,710 円	1,670 円
*複写(②~⑥) 151 枚	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,610 円	1,570 円
(FD 4枚 CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,630 円	1,590 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料(見込額) (※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	400円
FDの送付	通常郵便物 定型外	140円
CD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円



# 行政文書開示請求書

平成 26 年 10 月 6 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1. 請求する行政文書の名称等

第64回安全情報検討会議事録(案)に記述されている「溢水問題のWT」に関連して、原子力安全・保安院が取得した文書および作成した文書、協議した記録等一切の資料  
(別紙参考)

「溢水ワークブック」会議資料一式。

## 2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

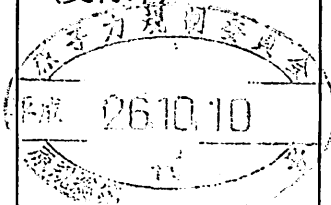
イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料  
(1件300円)



入印紙を貼ってください。

(受付印)



※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	平成26年11月6日、請求する行政文書の名称等について、請求者と調整のうえ、補正した。

## 第64回安全情報検討会議事録(案)

1. 日時:平成19年3月29日(木) 10:00~12:00

2. 場所:経済産業省 別館 5階 511会議室

3. 出席者

:保安院 平岡首席統括安全審査官(主査)、佐藤審議官、阿部審議官、基盤課:佐久間班長、川邊係長、審査課:小野班長、検査課:福富係長、放射性廃棄物規制課:永田室長、(事務局)基盤課:荒川室長、後藤班長  
:日本原子力開発機構 安全研究センター:渡辺研究主幹  
:JNES 安全情報部:佐藤部長(主査)、小林G長、扇谷G長、企画部:水町特任参事、規格基準部:岡崎G長、山本、竹島、解析評価部:安澤G長、小倉、内田、(事務局)安全情報部:平澤、津田、川口、大西、香田、石川、別所、角田、釘宮、鹿角

4. 議事

(1)トピックス等について

①海外情報

第63回安全情報検討会以降、新たに発行された以下のNRC文書につき概要と対応方針を説明。

IN2007-10(イットリウム-90のTheraSpheres®とSIRISpheres®の不純物)

IN2007-11(原子力発電プラントにおける最近の運転員のパフォーマンス問題)

IN2007-12(原子力発電炉の認可取得者と最初の対応機関との間の戦術的な通信の相互運用可能性)

RIS2007-06(RG 1.200の実施に関して)

このうち、IN2007-10については、医療関係を取り扱ったものであり、範囲外とした。

②新たな国内情報

前回の検討会以降、新たに追加された件名は、法律対象0件、保安規定違反事象0件、LCO逸脱事象0件、サイクル関連の軽微なトラブル1件、ニューシア情報23件。

ニューシア情報に関して、今回、制御棒の誤引抜き事象がたくさん掲載されているが、掲載基準を今回変更したのか、他の系統や機器等についてどうするのか、原技協に確認し、1週間程度で別途回答する。

(2)検討情報

①継続案件…継続検討中の10件についてそれぞれの進捗状況管理表により確認した。

ア. 非常用炉心冷却システムストレナおよび格納容器サンプ閉塞事象

技術基準改正完了まで、PWRとBWR両者を進捗状況管理表により管理する。

イ. 制御室居住性

次回検討会で大飯発電所のリーク試験結果について可能であれば紹介するとともに、問題点、検討課題、スケジュールについても紹介のこと。また、なにをいつまでにやって、今どういう状況か分からないので、記載の変更、線表など添付資料を追加のこと。特に「報告徴収、立入検査等規制措置」の欄は、記載内容を見直すこと。

ウ. 安全系動力ゲート弁の圧力ロックアップ及び熱固着

本件については、代表8プラントおよびこれより古い輸入プラントに対する調査が完了し、原技協から提言が出されている。これにより、今後、ピアレビュー時および年2回進捗状況確認を原技協が行って、結果をホームページで公表するとしており、本件についての安全情報検討会での検討は終了とする。

エ. 安全系電動弁の設計基準能力の定期的検証

電気事業者側の保全プログラムにJNES(海外調査)、原技協他(電動弁の定期的検証、設計性能評価手法の標準化等)の検討結果が反映されるものであり、事業者と検討を進め、進捗状況等を報告する。

オ. インド津波と外部溢水

新耐震指針バックチェックおよび耐震技術指針の改定についてひきつづきフォローし、必要であれば新たに設置される溢水問題のWTで検討する。

カ. 火災防護規制のあり方について

NISA-JNESの火災防護管理面検討WT(保安規定への追加改定を検討)およびJEAGの検討会(火災防護指針(設計面)、火災防護管理指針(管理面)の検討)を継続中。

キ. キウオー二発電所内部溢水問題

勉強会の報告をとりまとめ中である。今後、WTを作り、2007年度からの規制制定を目標に検討を行う。

ク. ハリケーン(台風)対応

事業者側だけでなく、規制側がとるべき対応もあわせ、我が国へ反映すべき点(規制側、事業者側の対応及び設備改善等)を検討し、結果を報告する。

ケ. LOCAを考慮したケーブルの長期健全性

NISA文書発行を準備中。

(3)その他

・東京電力のデータ改ざんが機器故障に与える影響への説明に関する質問「保安規定においてRHIWポンプ1系列2台が動作可能であることという要求が過剰でないか」の確認結果(設計で用いる崩壊熱を考えると適正)を口頭で説明。

・次回は、5月16日(水)11時から開催予定。

以上